

茨城県動物愛護推進員追加募集要項

1 動物愛護推進員の概要

動物愛護推進員は、各地域における動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律第38条に基づき茨城県知事が委嘱するものです。

2 動物愛護推進員の委嘱期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

3 動物愛護推進員の活動内容

（1）動物愛護管理に関する自主的な啓発活動

- ・啓発資材の配布（啓発内容の説明を含みます）
- ・犬猫等愛護動物の終生飼養や適正飼養、繁殖制限に関する助言

（2）犬猫の保護、譲渡に関する助言

- ・新たな飼い主を探している方への助言、あっせん
- ・動物指導センターに保護又は収容された犬猫を飼い主に返還するための協力

（3）県又は市町村との連携

- ・県又は市町村が行う動物の愛護と適正な飼養の推進のための施策（動物愛護啓発イベント、学校からの要請に応じて実施している動物ふれあい教室、県民向け講習会での講師等、県又は市町村が協力を依頼するもの）への協力

（4）災害時動物愛護ボランティアリーダー

- ・市町村が設置するペットとの同行が可能な避難所等の運営への協力
- ・避難所にペットと同行避難する飼い主の支援

※上記項目のほか、推進員活動に関する会議等への出席及び活動結果の報告（年2回）をしていただきます。

※立入りや監視指導等の権限はありません。

4 募集人員

若干名

5 応募資格

- (1) 県内在住で委嘱時（令和8年4月1日）に18歳以上（高校生は除く。）の方
- (2) 動物愛護に関する熱意と識見を有する方
- (3) 動物愛護管理行政の推進に協力できる方
- (4) 狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例及び茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の規定を遵守している方
- (5) 茨城県暴力団排除条例に規定する暴力団員でない方
- (6) 氏名及び連絡先、その他必要な事項について県内の全市町村動物愛護管理部門担当課へ情報提供が可能な方
- (7) 「動物愛護推進員養成講習会」を受講できる方*

* 新規の応募者の受講は必須とします。なお、過去に委嘱を受けたことがある方は、受講しなくても構いません。

6 遵守事項

- (1) 活動を行う上で知り得た個人情報などは、推進員としての任を解かれた後も同様に第三者に漏らしてはいけません。
- (2) 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければいけません。
- (3) 推進員の身分を、推進員活動以外の目的で利用してはいけません。

7 動物愛護推進員養成講習会の日程

(1) 日時 令和8年2月20日(金) 13時30分から16時まで(予定)

(2) 場所 茨城県三の丸庁舎 3階共用会議室A

(水戸市三の丸1丁目5-38)

(3) 受講料

無料(なお、本講習会出席にかかる交通費等は、各自負担となりますので、あらかじめご了承ください。)

8 応募方法

(1) 提出書類

応募書(※)

※ 新規応募の方は「様式1」、過去に委嘱を受けたことのある方は「様式2」で応募願います。なお、新規応募の方が様式2で応募された場合は、無効となりますのでご注意ください。また、応募書は、茨城県動物指導センター及び県生活衛生課に用意しております(茨城県動物指導センター及び県生活衛生課それぞれのホームページにも掲載しております)。

(2) 提出先

・窓口への持参、郵送、FAXの場合

茨城県動物指導センター(11応募先・問合せ先参照)

・Eメールの場合

seiei1@pref.ibaraki.lg.jpにお願いします。

9 選考方法及び選考結果発表

提出書類による審査、動物愛護推進員養成講習会の受講並びに各地域の応募状況などを考慮して決定します。

選考結果については、応募いただいた方全員に個別にお知らせします。(個別の成績等のお問合せにはお答えできません。)

10 募集期間

令和7年12月22日（月）～令和8年1月23日（金）（必着）

11 応募先・問合せ先

茨城県動物指導センター（愛護推進課）

〒309-1606 茨城県笠間市日沢47

電話 0296-72-1200

FAX 0296-72-2271

受付時間（8:30～17:15（土・日・祝祭日、年末年始を除く））

12 その他

動物愛護推進員の委嘱を受けた方から提出された応募書の情報（氏名、住所、電話番号、資格、活動内容等）については、県内の全市町村動物愛護管理担当課あて文書にて情報提供させていただきます。